

岩手大学学部長・研究科長会議規則

令和2年1月23日 制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則（以下「大学学則」という。）第22条の規定に基づき、岩手大学学部長・研究科長会議（以下「学部長・研究科長会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 学部長・研究科長会議は、以下の事項について連絡調整及び意見集約等を行う。

- 一 学長、理事及び副学長と学部等との連絡調整に関する事項
- 二 教育研究及び経営に関する重要事項の意見集約に関する事項
- 三 役員会等の決定事項の周知に関する事項
- 四 その他学長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 学部長・研究科長会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 理事
- 三 副学長
- 四 学部長
- 五 研究科長
- 六 学務部長、研究・地域連携部長、法人運営部長及び法人運営部次長

(招集)

第4条 学部長・研究科長会議は、学長が招集し、主宰する。

(会議)

第5条 学部長・研究科長会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員以外の者の出席)

第6条 学部長・研究科長会議が必要と認めたときは、委員以外の者を学部長・研究科長会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(開催)

第7条 学部長・研究科長会議は、毎月1回の定例のほか、必要に応じて開催する。

(庶務)

第8条 学部長・研究科長会議の庶務は、総務広報課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学部長・研究科長会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 岩手大学部局長会議規則は、廃止する。